

三河港豊橋航路における自主規制ルールについて

三河港航行安全対策委員会

三河港豊橋航路を航行する場合は、次のルールに従って航行して下さい。

- 1 対象船舶
長さ100メートル以上の船舶（豊橋航路に入出航する船舶に限る）
- 2 自主規制事項
 - (1) 対象船舶は、自主規制水域内において、他の対象船舶との行合い及び追越しを行わないこと
 - (2) 対象船舶が自主規制水域内において、他の対象船舶と行合う虞がある場合は、出航船舶を優先すること

図1 自主規制水域図



- 3 動静確認
対象船舶は、次の時期にVHF無線を使用し「みかわわんポートラジオ第2」に対して、他の対象船舶の動静を確認し、自主規制事項を遵守すること。

- (1) 入航する対象船舶は、入航通報ライン(A線)を通過するとき。但し、
錨泊船にあっては、運航を開始するとき
- (2) 出航する対象船舶は、離岸するとき

図2 入航通報ライン(A線)図



(発効日 平成20年3月1日)
(改正 平成23年2月18日)